

## 平成19年度徳島県自動車廃物認定委員会

### ○開催日時及び場所

平成19年10月23日（火） 午後1時30分

徳島県庁11階 1109会議室

### ○概 要

事務局：放置自動車フロー及び廃物認定基準について、資料に基づき説明。

委 員：自動車以外、例えば大きなオートバイで放置されたものも認定委員会の審査対象となるのか。

事務局：対象となる。

委 員：県有地の放置車両の発見者とは誰を指すのか。

事務局：第一発見者が、県職員であるか民間の方であるかは問わない。県担当部局が放置車両を確認・了知した時点から処理に係る作業が始まる。

委 員：河川区域などは全て県の所管になるのか。

事務局：河川区域や港湾区域の中でも、国の管理・県の管理に分かれる。県管理地に放置されている車両については対象となる。

委 員：国有地における放置車両は、当委員会の審議の対象か。

事務局：国有地のうち、県が管理している土地における放置自動車は、当委員会の審議の対象となる。

委 員：山林などに放置されている自動車も対象になるのか。

事務局：山林といっても、国有地・県有地・民地などそれぞれあり、しかも山林は公図と現況が乖離している場合が多く、土地の境界が分かりづらい。土地の調査の結果、民地に放置されている車両ならば当委員会の審議の対象でない。

委 員：車体番号から所有者等の追跡ができるのか。

事務局：追跡は可能。そのために放置車両を解錠して現地確認を行う。ただし放置車両において腐食が著しく車体番号が読みとれないなど確認できない場合がある。